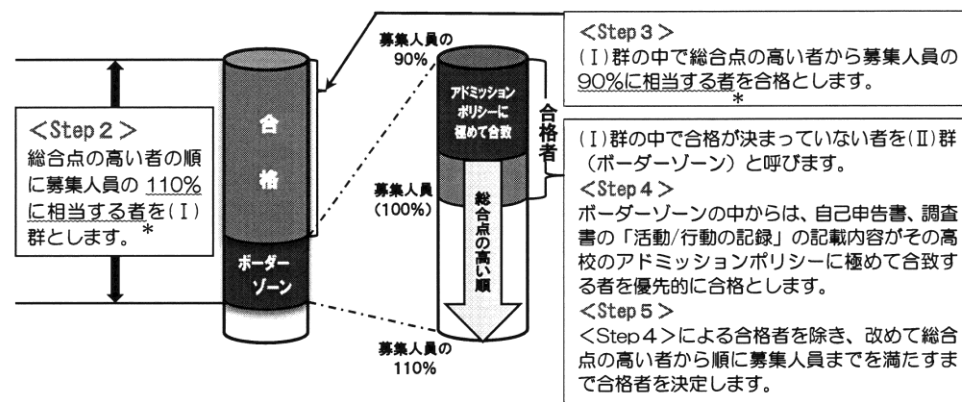


大阪府公立高等学校入学者選抜の方法

○ 一般入学者選抜（全日制の課程（調査書を要しない選抜を除く。））

<Step 1>						
学 力 検 査						
教科	国語	社会	数学	理科	英語	学力検査の成績 (①)
配点	90点	90点	90点	90点	90点	450点
調 査 書						
9教科の評定は各50点（3学年の評定×6倍+2学年の評定×2倍+1学年の評定×2倍）とする。 （9教科：国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭、英語）						調査書の評定 (②)
						450点
総 合 点						
高等学校を設置する教育委員会が定める倍率の中からあらかじめ各高等学校長が選択し、高等学校を設置する教育委員会が決定したタイプにより、「学力検査の成績 (①)」と「調査書の評定 (②)」にそれぞれ倍率をかけて合計し、総合点を算出。						
タイプ	学力検査の成績 (①) にかける倍率 (点数)	調査書の評定 (②) にかける倍率 (点数)	総合点	【参考】 学力検査の成績：調査書の評定		
I	1.4倍 (630点)	0.6倍 (270点)	900点	7 : 3		
II	1.2倍 (540点)	0.8倍 (360点)		6 : 4		
III	1.0倍 (450点)	1.0倍 (450点)		5 : 5		
IV	0.8倍 (360点)	1.2倍 (540点)		4 : 6		
V	0.6倍 (270点)	1.4倍 (630点)		3 : 7		



* 総合点の同点者がいるために、90%、110%に当たる者を確定できない場合は、その同点者も含めた人数までを募集人員の90%、110%に相当する者とする。

下記①②に関しては、進路通信 No023 (5/14) に掲載

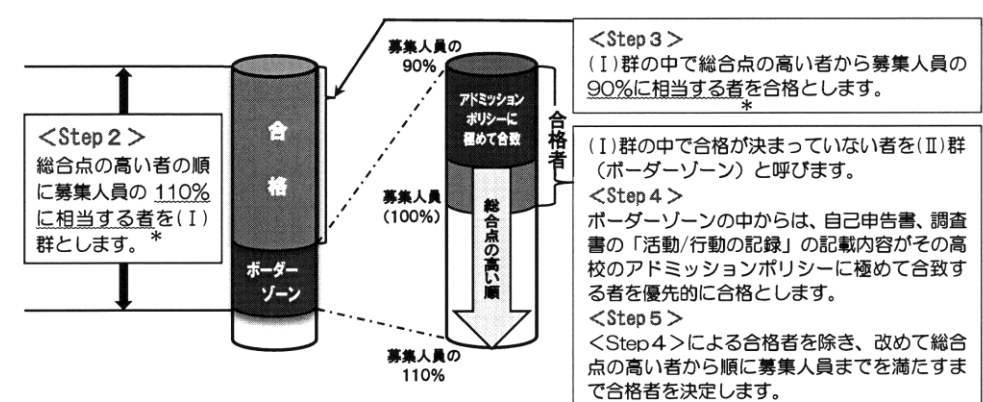
- ◆①「令和4年度大阪府公立高等学校入学者選抜における学力検査問題について」
- ②「令和4年度大阪府公立高等学校入学者選抜における総合点算出にあたっての学力検査の成績及び調査書の評定」にかける倍率のタイプについて」

大阪府公立高等学校入学者選抜の方法

○ 一般入学者選抜（定時制の課程）

《満21歳未満（平成13年4月2日以降に生まれた者）の者の場合》

<Step 1>				
学 力 検 査				
教科	国語	数学	英語	学力検査の成績 (①)
配点	90点	90点	90点	270点
調 査 書				
9教科の評定は各30点（3学年の評定×3.6倍+2学年の評定×1.2倍+1学年の評定×1.2倍）とする。 （9教科：国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭、英語）				調査書の評定 (②)
				270点
総 合 点				
高等学校を設置する教育委員会が定める倍率の中からあらかじめ各高等学校長が選択し、高等学校を設置する教育委員会が決定したタイプにより、「学力検査の成績 (①)」と「調査書の評定 (②)」にそれぞれ倍率をかけて合計する。				
タイプ	学力検査の成績 (①) にかける倍率 (点数)	調査書の評定 (②) にかける倍率 (点数)	総合点	【参考】 学力検査の成績：調査書の評定
I	1.4倍 (378点)	0.6倍 (162点)	540点	7 : 3
II	1.2倍 (324点)	0.8倍 (216点)		6 : 4
III	1.0倍 (270点)	1.0倍 (270点)		5 : 5
IV	0.8倍 (216点)	1.2倍 (324点)		4 : 6
V	0.6倍 (162点)	1.4倍 (378点)		3 : 7



* 総合点の同点者がいるために、90%、110%に当たる者を確定できない場合は、その同点者も含めた人数までを募集人員の90%、110%に相当する者とする。

大阪府公立高等学校入学者選抜の方法

○ 特別入学者選抜

《実技検査を実施する場合》

<Step 1>

学 力 検 査						
教科	国語	社会	数学	理科	英語	学力検査の成績 (①)
配点	45点	45点	45点	45点	45点	225点

調 査 書

9教科の評定は各25点（3学年の評定×3倍+2学年の評定×1倍
+1学年の評定×1倍）とする。
（9教科：国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭、英語）

調査書の評定 (②)
225点

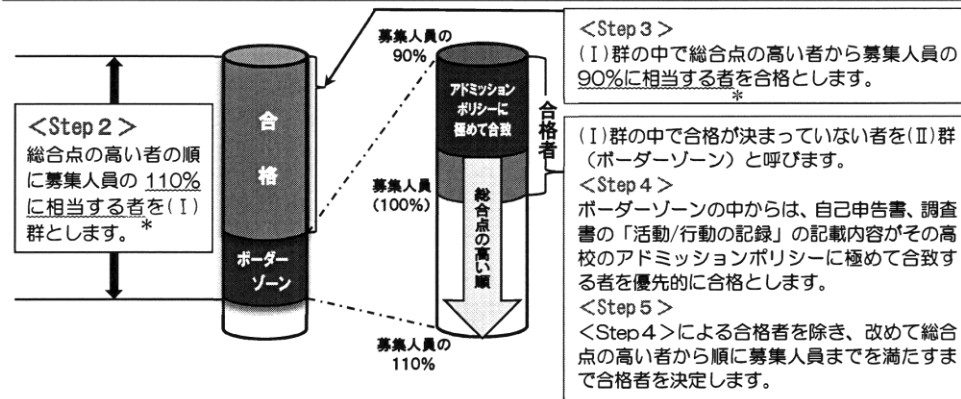
高等学校を設置する教育委員会が定める倍率の中からあらかじめ各高等学校長が選択し、高等学校を設置する教育委員会が決定したタイプにより、「学力検査の成績 (①)」と「調査書の評定 (②)」にそれぞれ倍率をかけて合計する。… ③

タイプ	学力検査の成績 (①) にかける倍率 (点数)	調査書の評定 (②) にかける倍率 (点数)	③ (①+②)	【参考】 学力検査の成績：調査書の評定
I	1.4倍 (315点)	0.6倍 (135点)	450点	7：3
II	1.2倍 (270点)	0.8倍 (180点)		6：4
III	1.0倍 (225点)	1.0倍 (225点)		5：5
IV	0.8倍 (180点)	1.2倍 (270点)		4：6
V	0.6倍 (135点)	1.4倍 (315点)		3：7

実 技 検 査

学 科	配 点
工業に関する学科（建築デザイン科、インテリアデザイン科、デザインシステム科、ビジュアルデザイン科、映像デザイン科及びプロダクトデザイン科）、総合造形科、美術科、音楽科、演劇科	150点
体育に関する学科	225点
グローバル探究科、芸能文化科	100点

総 合 点 = ③ + 実 技 検 査 の 成 績



* 総合点の同点者がいるために、90%、110%に当たる者を確定できない場合は、その同点者も含めた人数までを募集人員の90%、110%に相当する者とする。

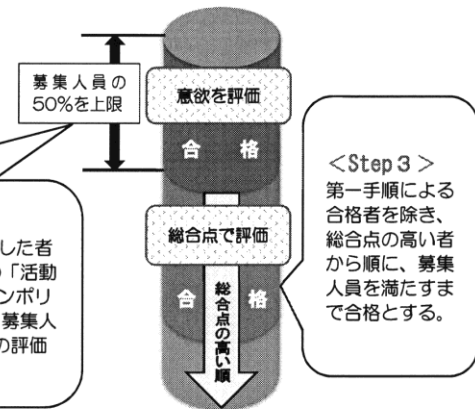
大阪府公立高等学校入学者選抜の方法

○ 特別入学者選抜

《面接を実施する場合》

<Step 1>

学力検査の成績が、府教育委員会が定める基準に達した者の中から、A=面接、B=自己申告書、C=調査書の「活動/行動の記録」を資料として、「学校のアドミッションポリシー（求める生徒像）」に最も適合する者から順に、募集人員の50%を上限として合格者を決定する。その際の評価の比率は、A：B：C=2：1：1とする。



<Step 2>

学 力 検 査

教科	国語	社会	数学	理科	英語	学力検査の成績 (①)
配点	45点	45点	45点	45点	45点	225点

調 査 書

9教科の評定は各25点（3学年の評定×3倍+2学年の評定×1倍
+1学年の評定×1倍）とする。

調査書の評定 (②)
225点

（9教科：国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭、英語）

総 合 点

高等学校を設置する教育委員会が定める倍率の中からあらかじめ各高等学校長が選択し、高等学校を設置する教育委員会が決定したタイプにより、「学力検査の成績 (①)」と「調査書の評定 (②)」にそれぞれの倍率をかけて合計し、総合点を算出。

タイプ	学力検査の成績 (①) にかける倍率 (点数)	調査書の評定 (②) にかける倍率 (点数)	総合点	【参考】 学力検査の成績：調査書の評定
I	1.4倍 (315点)	0.6倍 (135点)	450点	7：3
II	1.2倍 (270点)	0.8倍 (180点)		6：4
III	1.0倍 (225点)	1.0倍 (225点)		5：5
IV	0.8倍 (180点)	1.2倍 (270点)		4：6
V	0.6倍 (135点)	1.4倍 (315点)		3：7